



令和 2 年 第 1 0 回 総 会  
会 議 録

期 日 令和 2 年 9 月 2 9 日

場 所 枕崎市妙見センター

枕 崎 市 農 業 委 員 会

# 令和2年第10回枕崎市農業委員会総会 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期      1 日    令和2年9月29日（火）

## 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	4 5	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	4 6	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	4 7	農地法第5条許可申請について
5	4 8	農用地利用集積計画の調整について

## 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
9月29日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について      日程第1号
		5. 議案上程            日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	依積田広昭	農業委員
	9番	楠義文	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水孝広  
主幹兼農地係長 永江靖博  
農地係参事補 前原光博

午前 9時30分 開会

議長 令和2年第10回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。

6番白澤千恵子委員、7番眞茅文男委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号 議案第45号 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号119号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号120号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号121号は所有者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号122号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号123号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号124号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

内訳につきましては畑が8筆で合計5,884㎡です。

以上は農地法第18条 第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号119号から124号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号 議案第46号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

名簿登録番号 俵積田地区29号、〇〇〇〇さんは、経営形態 雑穀・いも類・豆類で経営面積は371aです。農業労働力は2名です。

同人は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受け等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が2件です。(整理番号34号)

整理番号34号の申請地は塩屋北町〇〇番、畑、107㎡です。

譲受人は、〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は駐車場及び家庭菜園です。

申請事由は、「来客用の駐車場がないため、申請地を駐車場として確保し、一部を家庭菜園として利用したいため。」とのことです。

計画内容は普通自動車2台分駐車場と家庭菜園です。

整理番号34号の申請地は、6ページに掲載してあります。

火之神保育園から東側〇〇mに位置しています。

農地の区分は第一種低層住居専用地域の指定がされており，都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断され，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は107㎡で問題のないものと思われます。

駐車場及び家庭菜園への転用にあたり，西側の駐車部分は30cmの盛土をおこない，道路と同じ高さにしますが，菜園地は現状のままで，整地のみです。周囲には既存のブロックが施してあります。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

(整理番号35号)

整理番号35号の申請地は板敷南町〇〇番，畑，827㎡です。

譲受人は，〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，保育士です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は，「発電のために必要な日照が確保できる申請地に太陽光発電施設を設置するため。」とのことす。

整理番号35号の申請地は，8ページに掲載してあります。

国道226号線沿い板敷土建より南西側約〇〇mに位置します。

農地の区分は，JRさつま板敷駅より南側〇〇mに位置しており，500m以内農地に該当するため第2種農地と判断します。

転用目的は，太陽光発電施設で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は827㎡を太陽光パネル，116枚，33.0kwを設置する計画で問題のないものと思われます。

造成については現況のまま整地し，農地境界及び周囲にブロック積みを施します。

周囲には高さ1.0m程度のフェンスを設置し，隣地境界から約2m程度離して太陽光パネルを設置します。

パネルの高さは約1.5m程度で，パネル間はそれぞれ2.0m程度の間隔は確保する計画です。

なお，経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており，事業実施の確実性は確認されております。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず，整理番号34号について，篠原委員をお願いします。

4番(篠原委員) 9月17日に今給黎農業委員，桑原推進委員，俵積田正康推進委員，事務局の前原さんと現地確認を行いました。

まず整理番号34号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

34号の申請地は，説明にありましたとおり，塩屋北町に位置する農地で，現在

保全管理された畑です。

申請地北側は宅地，東側は甘しょ畑，西側は市道，南側は不耕作の畑です。

西側の駐車部分に盛土をしますが，菜園は，整地のみで，周囲にはブロック積があり，周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

建物の建築もないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については，自然流下及び地下浸透により処理する計画です。更に，流れだす分は，西側の市道側溝へ放流します。

また，東側は既存のブロックが低く，農地へ土砂が流れ出す恐れがありましたので，積み増しなど，土留め対策をおこなうよう指導したところです。

被害防除計画も適正であり，周辺の農業等に及ぼす影響もなく，問題のない申請と思われます。

これで報告を終わります。

議長 次に，整理番号35号について，今給黎委員をお願いします。

5番（今給黎委員） 今回の調査は，所有権を移転して太陽光発電施設を設置するものです。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇行政書士です。

事務局から前原さん，篠原委員，俵積田正康推進委員とで調査を行いました。

35号の申請地は，説明にありましたとおり，板敷南町に位置する小集団の農地で，現在，甘しょの収穫が終わった畑です。

場所的には，さつま板敷駅から畑〇枚を置いて，鹿児島水産高校の方へ行ったところです。

申請地の北側は豆類の畑，西側は市道，東側は荒廃化した畑，南側は甘しょ畑です。

農地境界及び周囲に，フェンスの設置やブロック積みを施し，周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう指導したところです。

なお，境界が石積みであり，もろく，境界も明確でない恐れがありましたので，造成前に確認やブロック積みをおこなうことや，北側の農地においては，現状の排水が十分でないため，境界のブロック積みにより，土砂流出土が発生する場合が予想されたので，土地所有者と協議をおこなうよう指導しております。

隣地境界から離して太陽光パネルを設置し，高さは約1.5m程度であり，日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については，東側及び西側・側溝へ放流する計画です。

また，西側側溝に土砂が入り込んでいたため，その清掃をおこなうことや東側へ雨水排水が集中する恐れがありましたので，ため柵を設けるなど，十分な排水対策をおこなうよう指導したところです。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており，やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号34号及び35号の2件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号 議案第48号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は9ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号283号から303号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外19名、利用権設定をする者、〇〇〇〇さん外25名で、設定面積は畑が28筆の38,448㎡、樹園地が28筆の23,055㎡、計56筆61,503㎡です。

次に所有権移転です。

今回の所有権移転の譲受人は、全て別府東町の〇〇〇〇さんです。

整理番号21号、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で移転面積は2,732㎡です。

整理番号22号、譲渡人は、東京都にお住いの〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で移転面積は2927㎡です。

整理番号23号、譲渡人は、別府西町にお住いの〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で移転面積は2筆で1,557㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号283号から303号まで、並びに所有権移転の整理番号21号から23号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第48号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。



以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午後 10時00分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 白澤 千恵子 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 眞茅 文男 \_\_\_\_\_